

公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容を
記載した書類について

(認定法第 21 条第 1 項及び認定法施行規則第 45 条第 4 項に規定する法令により
作成の義務付けされた書類)

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A008041
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人今治地方観光協会

1. 事業の一覧

(1)公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る事業
公 2	瀬戸内海国立公園における観光資源の環境及び良好な景観の保全を図る事業
公 3	瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源に関する情報の収集及び提供を推進する事業
公 4	瀬戸内海国立公園をはじめとした今治地方における観光客の利便の増進及び観光客に対する接遇の向上を図る事業

(2)収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業名等
収 1	今治地方の地域ブランドの販売、宣伝、企画及び販路開拓等に関する事業

〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る事業	15.2

〔1〕事業の概要について（注1）

1 趣旨（目的）・まとめた理由

瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る事業であって、観光ブランドの創出、観光商品の企画調査、体験・交流・学習促進、伝統文化の保存・活用の振興を目指す。
(1)～(3)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業内訳

(1) 観光写真コンテスト事業

今治地方を代表する瀬戸内海国立公園が誇る多島美や、徒歩や自転車でも渡ることができる特性を持つしまなみ海道の人工美、継ぎ獅子などの伝統芸能といった豊かな観光資源を活かし、写真・動画作品の募集を通じて地域の魅力を発信する。また、写真教室や映画祭を開催することで写真家・ドローンパイロット・動画クリエイター等の交流を図り、単なる作品発表や競技性にとどまらず、当地方の自然や文化といった観光資源を守り、次世代へ継承していくことの重要性について学ぶ機会を確保するとともに、映像を通じた効果的な情報発信による観光振興を図る。

(2) 伝統文化保存活用事業

当地方の主要な観光資源である伝統文化行事の更なる発展と次代を担う子供たちに対する学習の機会を確保し、有効な観光資源として継承することを通じ、観光客を誘致することにより今治地方の文化の向上を図るため事業を行うとともに、各地域で積極的に活動する伝統行事伝承団体に対し交付金を交付する。

(3) 地域振興まちづくり活性化事業

当地方の一級の観光資源である瀬戸内海国立公園の多島美景観、しまなみ海道等の魅力を国内外問わず情報発信していくため、その観光資源を使って行政等の観光セクションや各種団体・市民等とともにイベント等の催事を開催し、観光ブランドの創出を図る。

3 事業実施のための財源

全て対価を得ることのない事業であり、財源は今治市補助金を充当する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	当法人は、他にない特性のある環境の立地条件(陸地部・島しょ部)にあり、環境を保全・美化啓発すべき環境でありながらもそれらを不特定多数の観光客(利用者)や地域住民に知ってもらい、持続的に活用・利用し広く一般社会に公表することにより公益に寄与するので「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(14) 表彰、コンクール	1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除) 3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。	(1) しまなみDRONE国際映画祭 1. この事業は、当地方の観光資源を題材としたドローン映像作品を広く一般から募集し、映画祭形式で入賞作品を選定するものであり、映像を通じて地域の魅力を効果的に発信し、不特定多数の者の利益の増進に寄与するとともに、入賞作品の活用を検討することで、観光客の誘致を図ることを主たる目的とする。 2. (一社)しまなみドローン協会による事前審査会でファイナリスト作品(各部門10作品前後)を決定し、しまなみDRONE国際映画祭会場にて審査員による一般市民参加型の公開審査を実施予定。 3. 映像関係の専門家を審査員とする。 4. 当法人の公式ホームページ上で入賞作品の作品タイトル、アカウント名、コメントを掲載予定。 5. 審査料も含め、金銭的な負担は求めない。	該当なし
(13) 助成(応募型)	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	(2) 伝統文化保存活用事業(交付金交付事業分) 1. この事業は、伝統文化行事の学習や地域の生活文化へ関心の発揚など、地域社会の健全な発展や次代を担う青少年の健全な育成などに貢献するものであり、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的とするものであり、当該項目はホームページで公表予定。 2. 当法人のホームページへの掲載などにより周知し、応募の機会を、広く一般に開く予定。 3. 選考は、理事会の決議により交付金の交付対象者を選考する地域振興選考委員会を設置し、その委員会において審査し、その委員会の審査結果に従い会長が決定する。なお、公正を期するために、直接の利害関係者となる委員は存在しない。 4. 委員会の委員は、観光関連職員等も参画するなど地域の観光資源に対する深い造詣と高い見識を備えている。 5. 交付金の交付の決定を受けた団体が実施する行事の開催案内をホームページ上で告知するとともに行事終了後、実績報告の提出を受け開催内容についてホームページで周知する。 6. 交付金の交付対象団体より行事の実績報告の提出を受け、開催内容についてホームページで周知する。	該当なし

(4) 体験活動等	1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。	(2) 伝統文化保存活用事業(事業実施分) 1.この事業は、伝統文化行事の学習や地域の生活文化への関心の発揚など、地域社会の健全な発展に貢献するものであり、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的とするものであり、当該項目はホームページで公表予定。 2.伝統文化行事の学習や地域の生活文化への関心の発揚など、地域社会の健全な発展や次代を担う青少年の健全な育成などに貢献し、地域の特性を活かした魅力ある資源を紹介することをテーマとする。 3.事業を遂行する役職員及び地域住民で構成する伝統継承団体は、地域の観光資源に対する深い造詣と高い見識を備えている。	当該事業は、参加者に対して、利用料も含め、金銭的な負担は求めない。また、行事の開催案内はホームページ上で告知する。
(4) 体験活動等	1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。	(3) 地域振興まちづくり活性化事業 1.この事業は、当地方の観光資源を活用して、その資源を広く周知し、情報発信して観光ブランドの創出を図るものであり、不特定多数の者の利益の増進を主たる目的とするものである。なお、当該項目はホームページで公表予定。 2.当該事業については、当地方の観光資源の魅力を活かして広く周知し、情報発信するために実施するものであり、広く不特定多数の参加を期待するものである。 3.事業実施にあたっては、行政・各種団体・市民等とともに実施しており、イベント等の内容に応じた協力者に参画していただく。また、事業を遂行する役職員は、地域の観光資源に対する深い造詣と高い見識を備えている。	該当なし

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
該当なし		

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	瀬戸内海国立公園における観光資源の環境及び良好な景観の保全を図る事業	8.9

[1] 事業の概要について (注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由

瀬戸内海国立公園における観光資源の環境及び良好な自然景観の保全、育成、美しく風格ある景観の創出、潤いある豊かな生活環境の創造、観光地の美化及び浄化、個性的で活力ある地域社会の実現を図る事業である。

2 事業内訳

(1) 国立公園保全事業

今治地方における瀬戸内海国立公園その他自然公園や景勝地、休養地等の環境を保全・保護また、活用していくために、地域住民と一緒に自然環境を守り育てる美化活動を実施している。この様な活動を通じて安全で安心な環境が守られ瀬戸内海国立公園等の利用が促進されることで、当地方の住民が郷土への愛着や誇りを持てるよう国立公園保全事業を推進する。

3 事業実施のための財源

全て対価を得ることのない事業であり、財源は、国立公園清掃活動事業助成金及び今治市補助金を充当する。

4 業務委託

(1) 受託者

ア 「地域住民で組織する団体又は法人等」(以下「団体等」という)との契約により実施する事業は、公益目的として国立公園の保全のための清掃活動を実施するものであり、特定の団体等の利益誘導となる事業には該当しない。

*寿会、今治クリーンガイドの会、波止浜地区ボランティアの会、笠松山保全会、(一社)A N T、サポート大西、NPO法人アクションアイランド、NPO法人能島の里、伊方惣代場、上浦町ボランティア連絡会、大三島の自然を守る会、NPO法人きないやせきぜん

イ 唐子浜は、瀬戸内海国立公園を代表する白砂青松が続く第一級の観光資源である。この環境保護に永年取り組んできた古国分部落の構成員が中心になって設立した古国分運営委員会(令和2年4月1日より「古国分の自然を守る会」から名称変更)は、平成16年4月29日に環境省大臣賞を受賞するなど、その活動が広く認められている。そのため、唐子浜地区の環境保全活動を行うことに最もふさわしい部落(団体)に松林の保護・植樹、周辺の清掃業務を委託する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
16	本事業は、今治地方における瀬戸内海国立公園その他自然公園、景勝地、休養地等のよりよい環境を保全・保護並びに利用していくために、地元住民と共に美化活動を実施し、自然環境を回復させる点で公益認定法別表16の後段「自然環境の保護及び整備を目的とする事業」に該当する。
19	本事業は、広く国立公園、自然公園、景勝地などを安全で安心に利用できるよう地域住民と一緒に持続的に生活環境を守り育てていく点で「地域社会の健全な発展を目的とする事業」とも関連すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(1) 国立公園保全事業 1. 事業の目的 この事業は、当法人の目的に従い、地域住民と協働して清掃活動や美化活動など、瀬戸内海国立公園をはじめとする観光地における環境及び良好な自然景観の保全に寄与することを目的として実施し、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としていない。 2. 事業の合目的性 ア ホームページで国立公園の保全に関し、広く参加者を呼びかけるとともに、当法人の国立公園の保全活動を紹介することにより、環境保全への理解の啓蒙を広く行う。 イ 人手を要する現場作業を効果的に実施するため、地域の実情と環境美化に高い見識を備えている地元住民等から助言をもらいながら取り組む。また、対象地域によっては、環境保全に対する深い造詣と高い見識を備えており、永年に渡る活動を通じて「環境省大臣表彰」を受けている団体に委託する。 ウ 当該事業は、審査・選考を伴わないため、該当しない。 エ 国立公園の保全のための清掃美化活動は、公益目的と設定し、特定の団体等の利益誘導となるような事業には該当しない。	該当なし

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
該当なし		

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 3	瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源に関する情報の収集及び提供を推進する事業	40.7

〔1〕事業の概要について（注1）

1 趣旨（目的）・まとめた理由

瀬戸内海国立公園をはじめとした観光資源に関する情報の収集及び提供を推進する事業であって、観光情報のデータベース化及びネットワーク化、観光宣伝媒体の製作及び管理、フィルムコミッションの運営その他市内への集客機能を強化する事業であって、(1)～(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業内訳

(1) 観光宣伝事業

ア 事業内容

1) 広告宣伝

当地方におけるイベント情報、地域伝統文化行事などのタイムリーな情報を広くマスコミ関係者へ提供し、効果的に広報宣伝することにより、不特定多数の観光客の当地方への誘致を図る。

2) 観光キャンペーン

行政及び民間団体で構成する(一社)しまなみジャパン・(一社)愛媛県観光物産協会等が主催するキャンペーン活動や観光資源に関する情報の収集及び提供についての研究に取り組み、広く誘客促進に努めるとともに観光ブランドの創出を図る。

3) ホームページ運営

観光に関する情報の収集及び提供・インターネット上での案内を推進する事業であって、情報のデータベース化及びネットワーク化、最新の観光情報、イベント情報、美しい景観情報などを掲載し、今治地方の情報を内外に宣伝・紹介し、不特定多数の観光客等の誘致を図る。

4) 観光刊行物配布

当地方における様々な観光資源や交通機関情報を紹介する一元的な刊行物等を作成し、不特定多数の観光客や旅行代理店等へ提供することによって、観光客等の誘致に取り組む。

（２） フィルムコミッション推進事業

映画やテレビ、雑誌等様々なメディアにより当地方の様々な資源等の情報を紹介し、当地方の観光客誘致に貢献するとともに、当地方において撮影が行われることから、当地方の経済振興にも寄与する。撮影に関する一元的な窓口を担い、ロケーション情報の提供や関係する機関との調整等を行い、当地方でのメディアの誘致を図る。

３ 事業実施の財源

当該事業は、全て対価を得ることのない事業であり、財源は今治市補助金、催事等の参加費等を充当する。

４ 業務委託

（１）受託者

ア 観光宣伝事業におけるホームページ運営において、市内のインターネットサーバー運営会社を利用するため、当事業者に委託する。

注１ 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 3
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、観光に関する情報の収集及び提供をする事業であって、安全で安心に当地方を利用できるよう、観光情報のデータベース化及びネットワーク化などを推進し「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(8) キャンペーン、○月間	1.当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。	(1) 観光宣伝事業(観光キャンペーン) 1. この事業は、行政及び民間団体で構成する協議会等が主催するキャンペーン活動や観光資源に関する情報の収集及び提供についての研究に取り組み、不特定多数の観光客等の誘客促進に努めるとともに観光ブランドの創出を図る。 2. 観光客等誘致をテーマとして、瀬戸内海国立公園を代表とする観光資源を活用し、地域の特性を活かした魅力ある資源を紹介することをテーマとする。 3. 要望・提案を行わないため該当しない。	該当なし
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(1) 観光宣伝事業(ホームページ運営) (1) 観光宣伝事業(広告宣伝) 1. 事業の目的 この事業は、当法人の目的に従い、瀬戸内海国立公園をはじめとする地域の観光資源に関する情報・資料・データをホームページやマスコミ等を通じて不特定多数の者に提供することで地域社会の健全な発展を目的として実施しており、特定の者の利益を図ることを目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア ホームページやマスコミを通じて情報提供するものであり、情報の入手方法は広く一般に開かれている。 イ 事業を遂行する役職員は、地域の観光資源に対する深い造詣と高い見識を備えており、また、地域の文化人や写真家、WEBデザイナー等の専門家の助言を得ながらホームページの運営を行う。 ウ 当該事業は、審査・選考を伴わないため、該当しない。 エ 広く一般に公開しているため、特定の団体等の利益誘導となるような事業には該当しない。	該当なし

(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(1) 観光宣伝事業(観光刊行物配布) 1. 事業の目的 この事業は、地域情報を収集した刊行物等を提供することにより、不特定多数の観光客等の誘致に寄与することを目的として実施しており、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 利用者の制限はなく、不特定多数の観光客等の誘致に寄与することを目的としており、その受益の機会、広く一般に開かれている。 イ 事業を遂行する役職員は、地域の観光資源に対する深い造詣と高い見識を備えている。 ウ 当該事業は、審査・選考を伴わないため、該当しない。 エ 当該事業において作成する刊行物は、原則として無料で配布する。	該当なし
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	(2) フィルムコミッション推進事業 1. この事業は、当法人の目的に従い、撮影に関する一元的な窓口を担い、ロケーション情報の提供や公的施設等を利用する際の許認可調整を行うなど地域の経済・観光振興、文化振興に寄与することを目的とした事業であることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付ける。なお、当該項目については、ホームページで公表する。 2. 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションに加盟するとともに、当法人のホームページ等でフィルムコミッションの事業内容を紹介し、電話・FAX・メールなどで相談・助言ができる体制としており、不特定多数の者が利用できるため、受益する機会は広く一般に開かれている。 3. 事業を遂行する役職員は、フィルムコミッション事業に対する深い造詣と高い見識を備えている。また、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションに加盟し、各業界の専門家からのアドバイスを得ることとする。	該当なし

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
該当なし		

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 4	瀬戸内海国立公園をはじめとした今治地方における観光客の利便の増進及び観光客に対する接遇の向上を図る事業	14.8

〔1〕事業の概要について（注1）

1 趣旨（目的）・まとめた理由

瀬戸内海国立公園をはじめとする今治地方における観光客の利便の増進及び観光客に対する接遇の向上を図り、観光地への移動の円滑化、観光の意義に対する理解の増進を振興する事業であって、(1)～(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業内訳

(1) 観光ボランティアガイド養成事業

市内で活動する今治地方観光ボランティアガイドの会等の活動を積極的に支援するために、ガイド知識習得のための郷土今治地方の歴史や文化等の学習研修を行ったり、これらの事業を通じて観光ボランティアガイドが地域の資源を案内及び紹介するシステムを確立し、社会における観光ボランティアガイドの役割の向上に寄与する。

(2) 観光案内施設等の運営事業

県・市等の行政の観光セクションとも連携し、当地方における総合的な情報を収集し、観光客の利用目的及びニーズを踏まえた紹介並びに情報提供を行い、観光案内において観光客の苦情処理等へも積極的な対応を行う。また、県内外からの電話・メール・郵便・窓口案内などにより観光相談や観光情報を提供する。

3 事業実施の財源

当該事業は、全て対価を得ることのない事業であり、財源は今治市補助金及び今治市受託料を充当する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 4
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、観光に関する観光客の利便の増進及び観光客に対する接遇の向上を図り、観光地への移動の円滑化、観光の意義に対する理解の増進を振興する事業であって「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(3) 観光ボランティアガイド養成事業 1. この事業は、当地方における一般の地域住民から広く公募し、応募のあった市民を対象として郷土今治地方について学習・研修などを行い、各資源に関する案内及び紹介を行うシステムを構築することで、観光ボランティアガイド関係者の能力の開発・向上により、社会における観光ボランティアガイドの役割の向上と寄与することを目的として実施しており、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 参加者に制限はなく、募集案内は、市広報や当法人のホームページ等を用いて周知しており、不特定多数の者が応募できるため、受益する機会 は、広く一般に開かれている。 3. 観光資源に対する深い造詣と高い知見を有する有識者(県内外で活躍されている歴史的な研究者等)に説明指導を仰ぐ予定。 4. 過大な交通費・謝礼金を支払うことはない。	当該事業は、受講料も含め、金銭的な負担は求めない。
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	(2) 観光案内施設等の運営事業 1. この事業は、当地方における観光・イベント・交通・宿泊・伝統行事情報などを総合的に収集し、観光客等に安心して活用できるよう観光情報を無料で相談・助言し、観光客等の誘致に寄与することを目的とした事業である。 2. 相談・助言年間を通じ利用客と相談できるよう、電話・FAX・メールで対応する。 3. 専門事業を遂行する役職員は、地域の観光資源に対する深い造詣と高い見識を備えている。また、県・市等の行政の観光セクションとも連携し、情報交換に努める。	該当なし

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
該当なし		

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	今治地方の地域ブランドの販売、宣伝、企画及び販路開拓等に関する事業	定款第4条第3項第1号
事業の概要		
1 趣旨（目的） 今治地方の物産等ブランド商品の販売や開発、販路拡大を戦略的に開拓し、紹介や宣伝も兼ねて地域ブランディング等を強化する事業であって、(1)～(3)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。 2 事業内訳 (1) 物産等戦略販売促進事業 行政及び観光セクション等とも連携し、今治地方並びにしまなみ海道等の観光や物産等を一元化した観光キャンペーン等を実施等するもので、交通結節点等において、地域特性のある物産等のブランド商品等の販売や宣伝など販路拡大に関する研究、品質向上及び開発し、地域のブランディング及びプロモートを行う。 (2) おいでやネット通販事業 地域特性のある物産等のブランド商品に関する情報及び提供・インターネット上でブランド商品の販売並びに販路拡大を図る。 (3) 施設等販売促進事業 地域特性のある物産等のブランド商品を施設等を利用して、展示、紹介、販売等を図ることにより、ブランド商品等のPRを行う。 3 事業実施の財源 当該事業の財源は、今治市受託料、会費及びその他販売等収益を充当する。 4 業務委託 (1) 受託者 ア おいでやネット通販事業において、市内のインターネットサーバー運営会社を利用するため、当事業者に委託する。		

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注１）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
飲食店営業	食品衛生法	今治保健所 生活衛生課
酒類販売業免許	酒税法	今治税務署
本事業の利益の額が０円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注２）		

注１ 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注２ 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、０円以下である場合に記載してください。